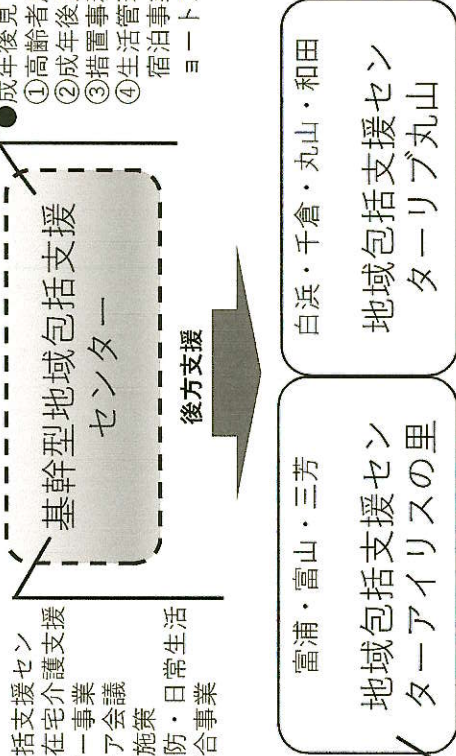


令和6年度以降の地域包括支援センターの体制について

高齢化の進行等により、処遇困難ケースが増大しており、包括支援体制の充実が喫緊の課題となっています。令和6年度以降の包括支援センターの体制について、担当圏域の見直しに併せ、国の基準に基づき地域包括支援センターの職員体制の見直しを行い、業務の充実と地域包括ケアの推進を目指します。また、令和6年4月から高齢者支援課内に基幹型地域包括支援センター及び直営の地域包括支援センターを設置します。

【現行体制】

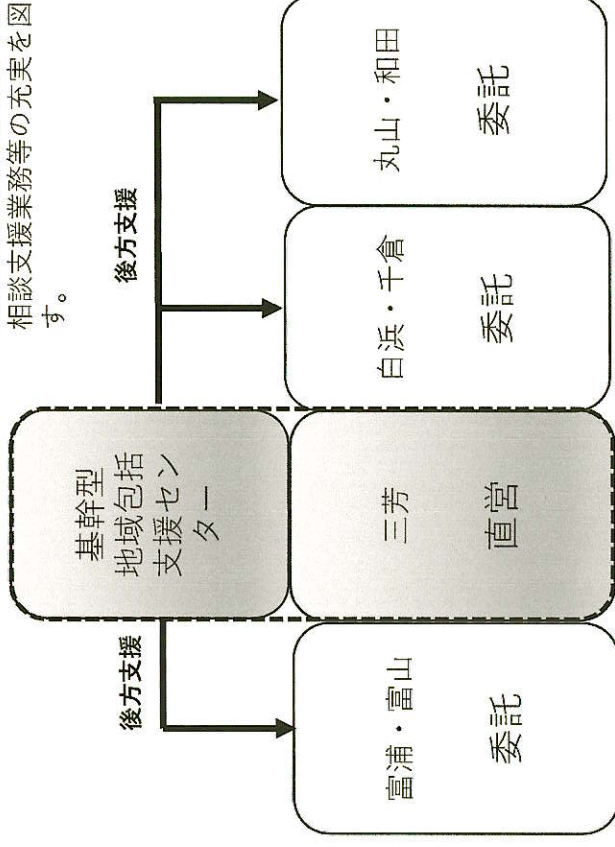
- 地域包括支援センター・在宅介護支援センター事業
- 地域ケア会議
- 認知症施策
- 介護予防・日常生活支援総合事業



- 成年後見・権利擁護
- ① 高齢者虐待対応
- ② 成年後見制度
- ③ 措置事務
- ④ 生活管理指導短期宿泊事業・緊急シヨースト事業

【令和6年4月以降】

※業務分担はこれまでと同様です。職員体制の見直しにより、総合相談支援業務等の充実を図ります。



- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防ケアマネジメント業務 (指定介護予防支援事業所)

基幹型地域包括支援センター設置の目的

専門職の人材不足への対応、虐待や困難ケース対応、委託型地域包括支援センターの後方支援を行うことを目的として、高齢者支援課内に基幹型地域包括支援センターを設置しています。